第４次　奥尻町障がい者基本計画

（令和6～11年度）

第7期　奥尻町障がい福祉計画

（令和6～8年度）

令和　６　年　３　月

奥　　尻　　町

目　　次

第1章　計画の基本的事項 5
1．計画策定の趣旨 5
2．計画の根拠と位置づけ 6
3．他計画との関係 7
4．計画の期間 8
5．計画の策定体制 8
6．障がい者施策の動向 8
第2章　奥尻町の障がい者の状況 9
1．障がい者の現状 9
（1）身体障害者 11
（2）知的障害者 13
（3）精神障害者 14
2．子どもの現状 16
（1）子どもの人口 16
（2）障がいのある子ども 17
3．難病等の状況 19

障がい者基本計画編
第1章　障がい者基本計画の考え方 20
1．基本理念 20
2．基本目標 20
3．施策の体系 21
9
基本目標　1　安心して暮らせる町づくり 22
（1）保健・医療の充実 22
（2）障害福祉サービス等の充実 23
（3）サービス利用体制の充実 23

基本目標2　障がい者の自立を支える町づくり 24

（1）障がい児の療育教育の推進 24
（2）社会参加の推進 24
（3）雇用・就労の支援 25
基本目標3　ともに支え合う町づくり 26
（1）生活環境の整備 26
（2）権利擁護の推進 26
（3）防犯・防災体制の整備 27

障害福祉計画扁
第1章　第6期計画の成果目標の検証 28
1．福祉施設入所者の地域生活への移行 28
2．精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築 29
3．地域生活支援拠点等の整備 29
4．福祉施設から一般就労への移行 29
5．障害児支援の提供体制の整備等 30
第2章　障害福祉サービス等の現状と課題 31
1．障害福祉サービス等の提供体制 31
2．障害福祉サービスの利用状況 32
（1）障害福祉サービスの支給決定者数 32
（2）障害支援区分の認定状況 33
3．障害福祉サービス等の実績 35
（1）障害福祉サービスの実績 35
（2）障害児支援の実績 38
（3）地域生活支援事業の実績 39
第3章　令和5年度の成果目標 41
1．福祉施設入所者の地域生活への移行 41
2．地域生活支援拠点等の整備 41
3．福祉施設から一般就労への移行 42
4．精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築 43

5. 相談支援体制の充実、強化等 43
6. 障害福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築 43
7. 障害児支援の提供体制の整備等 44
第4章　障害福祉サービス等の見込量 45
1. 障害福祉サービス等のサービス体系 45
（1）障害福祉サービス 46
（2）相談支援 47
（3）障害児支援 47
（4）障害児相談支援 47
2. 障害福祉サービスの見込量 48
（1）訪問系サービス 48
（2）日中活動系サービス 49
（3）施設系及び居住支援系サービス 49
（4）訓練就労系サービス 50
（5）相談支援 51
3. 障害児支援の見込量 52
（1）障害児支援 53
（2）障害児入所施設 53
（3）障害児相談支援 54
4. 地域生活支援事業の見込量 55
（1）地域生活支援事業の内容 55
（2）地域生活支援事業の見込量 56
第5章　計画の推進と進行管理 58
1. 計画の推進体制 58
2. 障がい者の理解促進と差別解消 58
3. 計画の進行管理 58
資　料
奥尻町障害福祉計画等策定委員会設置条例 59
奥尻町障害福祉計画等策定委員会委員名簿 60

○　障がい者の範囲

この計画における「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者とします。

【障害者基本法第2条】

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」

【障害者総合支援法第4条】

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5条第 1 項に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち 18 歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、18 歳以上である者
- 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（満 18 歳に満たない者をいう。）

○ 障がい者の表記

この計画において、「障害者」の表記については、法令や制度の名称、特定の用語等を除き、可能な限り「障害者」を「障がい者」と表記します。

第1章　計画の基本的事項

１．計画策定の趣旨

障がい者が地域の一員として、地域社会の中で共に暮らす社会を実現していくためには、障害の有無に関わらず、すべての人が個人として互いに尊重し合うなかで障がい者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことが重要な課題となっています。

本町は、平成 19 年3月に「奥尻町障がい者福祉計画（基本計画及び福祉計画）」を策定し、「障がい福祉計画」は3年ごとに、「障がい者基本計画」は6年ごとに見直しを行ないながら、障がい者の生活全般にわたる施策に取り組んできました。

また、平成 30 年度計画からは、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」も含めて策定しています。

本計画は、令和8年度を目標年度とした 3年間の障害者サービス等の見込量や数値目標、その他提供体制の確保を図ることを目的に策定するものです。

◎ 計画策定の経過

平成 19 年3月に策定した奥尻町障がい者福祉計画は、障がい者基本計画と障がい福祉計画を一体的に策定しています。

策定年月	次又は期	対象年度	計　画　名
平成 19 年3月	第 1 次	H19～H23	奥尻町障がい者福祉計画（障がい者基本及び福祉計画）
	第 1 期	H19～H20	
平成 21 年3月	第 2 期	H21～H23	奥尻町障がい福祉計画
平成 24 年3月	第 2 次	H24～H29	奥尻町障がい者基本計画
	第 3 期	H24～H26	奥尻町障がい福祉計画
平成 27 年3月	第 4 期	H27～H29	奥尻町障がい福祉計画
平成 30 年3月	第 3 次	H30～R5	奥尻町障がい者基本計画
	第 5 期	H30～R2	奥尻町障がい福祉計画
令和3年3月	第 6 期	R3～R5	奥尻町障がい福祉計画
令和6年3月	第 4 次	R6～R11	奥尻町障がい者基本計画
	第 7 期	R6～R8	奥尻町障がい福祉計画

２．計画の根拠と位置づけ

「障がい者基本計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、障害者基本法第11条第3項に基づく計画です。

「障がい福祉計画」は、障害福祉サービス等の必要量及び障害児支援の確保の方策等について定めるもので、障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画です。

なお、平成 30 年度計画からは、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく、障害児福祉計画も含めて策定しています。

◎ 児童福祉法第 33 条の 20 第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

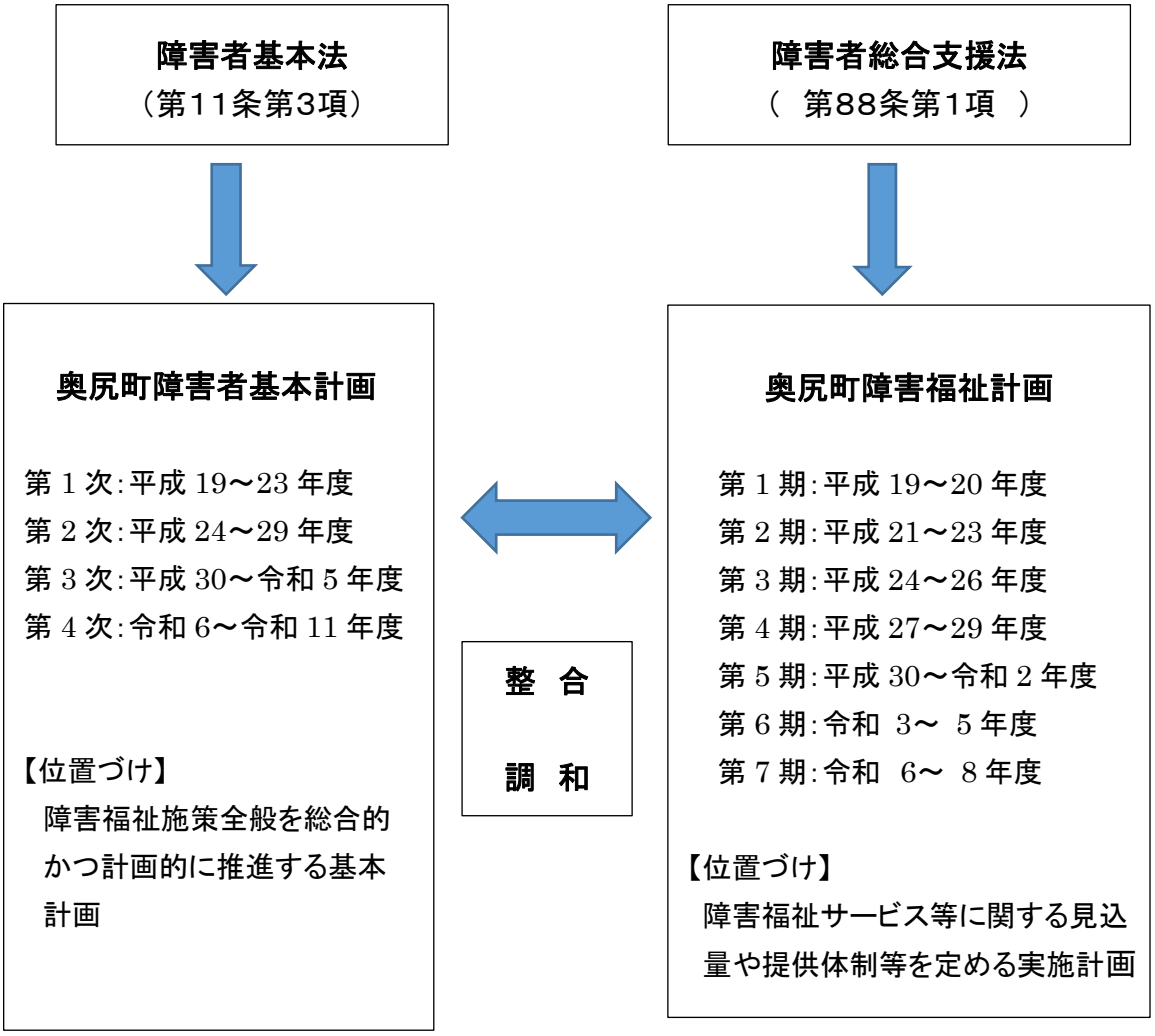

３．他計画との関係

本町の将来像を定める「奥尻町発展計画」、福祉分野における基本的な考え方を定める「奥尻町地域福祉計画」・「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」・「子ども・子育て支援事業計画」のほか、その他くらし安心分野の関連計画との整合を図っています。

障がい者基本・福祉計画と他計画との関係

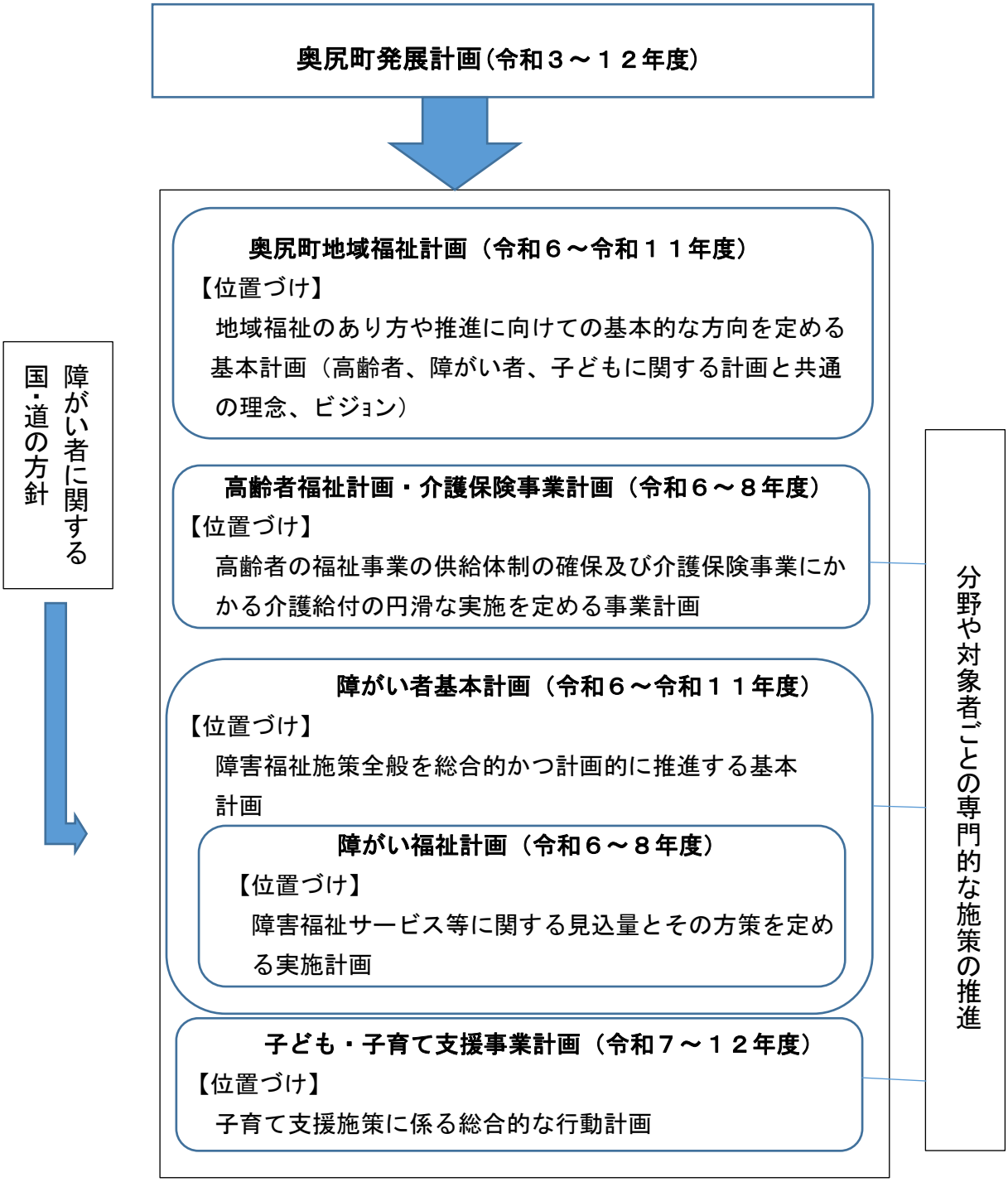

４． 計画の期間

第7期奥尻町障害福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年とします。

また、令和8年度に見直しをおこない、第7期障害福祉計画（R9~R11）を策定する予定です。

障害者基本計画	第1次 H19～H23		第2次 H24～H29		第3次 H30～R5		第4次 R6～R10	
障害福祉計画	第1期 H19～20	第2期 H21～23	第3期 H24～26	第4期 H27～H29	第5期 H30～H2	第6期 H3～R5	第7期 R6～R8	第8期 R8～R9

５． 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、障がい者及びその家族や住民代表、障害者団体等関係者、保健医療関係者、社会福祉関係者、学識経験者により構成した「奥尻町障害福祉計画等策定委員会」において、計画内容を検討したほか、庁内関係各課と調整しながら策定しました。

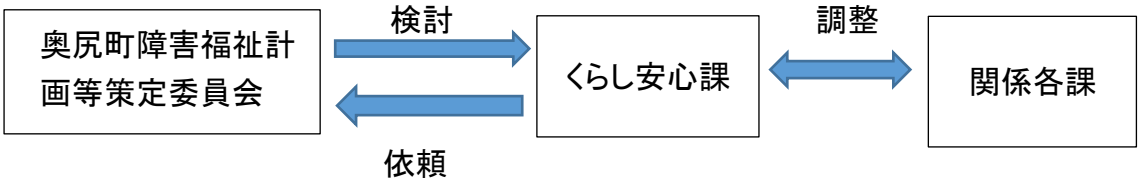

６． 障がい者施策の動向

平成 23 年に障害者基本法が改正され、すべての国民が障害の有無にかわらず、尊重される共生社会の実現を目指すことや合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成 24 年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に改められ、難病等の追加や支援の度合いを総合的に示す障害支援区分が導入されました。

平成 25 年に「障害者差別解消法」が成立し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について義務づけられました。

その後、自立生活援助や就業定着支援等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療ケアを要する障がい児支援等の充実が図られました。

国においては、障がい者の自立支援、社会参加を総合的に進め地域共生社会の実現に向けた様々な施策を展開しています。

第2章　奥尻町の障がい者の状況

１．障がい者の現状

障害者手帳を持っている人は、令和 4 年度 196 人となり、人口に占める割合は、8.57 % となっています。

令和 4 年度の障害者手帳別の内訳は、身体障害者手帳 158 人（80.62%）、療育手帳 20 人（10.20%）、精神障害者保健福祉手帳 18 人（9.18%）となっています。

身体障害者手帳及び療育手帳は、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は横ばいとなっています。

身体障害者手帳を持っている人については高齢者の割合が多く介護保険制度の要介護認定者が多いと推測されます。

また、13 歳未満で手帳を持っている人は3人いますが、発達障がいが疑われる段階で、手帳の交付を受けていない子どもが多いと推測されます。

● 障害者手帳の所持者数

区分/年度		H30	R1	R2	R3	R4
人　　口		2,579人	2,511人	2,445人	2,358人	2,288人
身体障害者手帳	人数	155人	150人	155人	161人	158人
	割合	79.49%	78.13%	78.28%	80.50%	80.62%
療育手帳（知的障害）	人数	20人	21人	20人	18人	20人
	割合	10.26%	10.94%	10.10%	9.00%	10.20%
精神障害者保健福祉手帳	人数	20人	21人	23人	21人	18人
	割合	10.26%	10.94%	11.62%	10.50%	9.18%
計		195人	192人	198人	200人	196人
人口に対する手帳の所持割合		7.56%	7.65%	8.10%	8.48%	8.57%
18歳未満（再掲）		(4)人	(3)人	(5)人	(3)人	(3)人

各年度3月31日現在

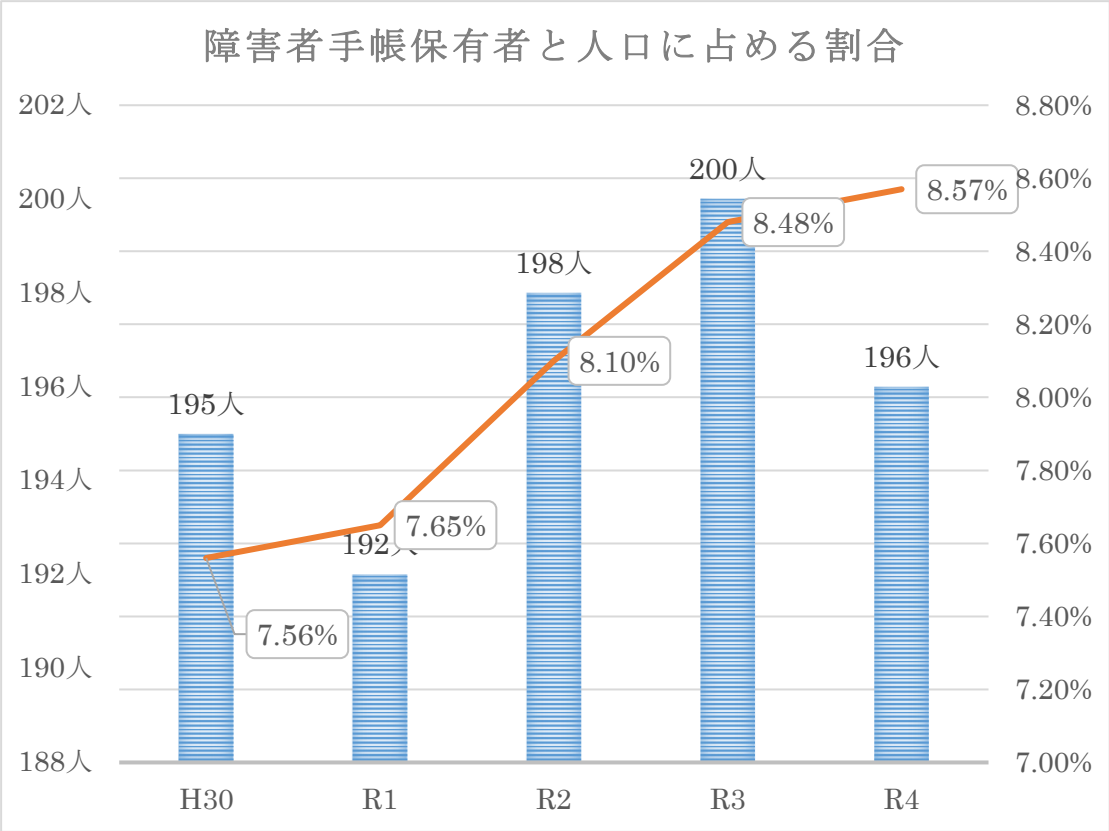
障害者手帳保有者と人口に占める割合
202人
200人
198人
196人
194人
192人
190人
188人
8.80%
8.60%
8.40%
8.20%
8.00%
7.80%
7.60%
7.40%
7.20%
7.00%
195人
192人
198人
200人
196人
7.56%
7.65%
8.10%
8.48%
8.57%
H30
R1
R2
R3
R4

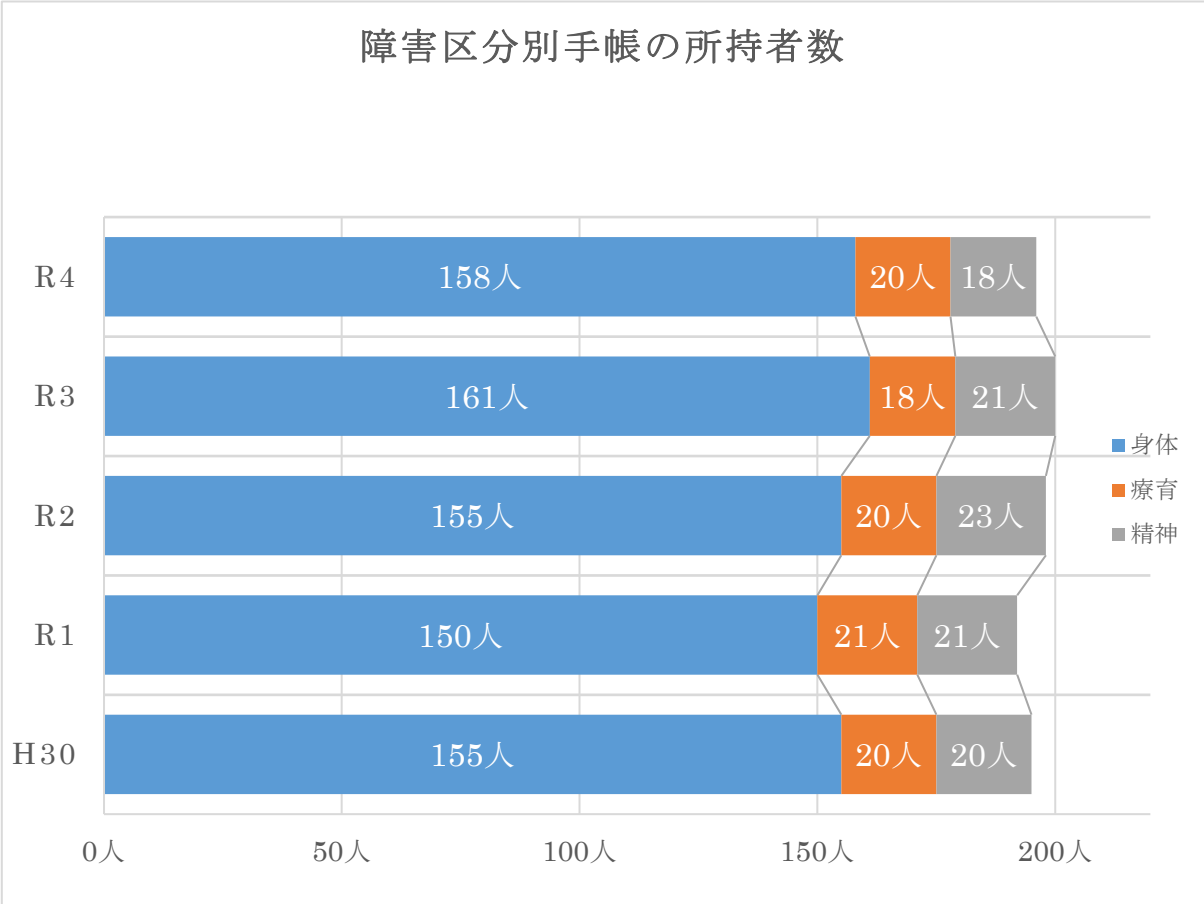
障害区分別手帳の所持者数
R4
R3
R2
R1
H30
158人
20人
18人
161人
18人
21人
155人
20人
23人
150人
21人
21人
155人
20人
20人
身体
療育
精神
0人
50人
100人
150人
200人

（１） 身体障害者

身体障害者手帳を持っている者は、平成30年度 155 人から令和4年度 130 人となり、25 人減少しています。

令和4年度の等級別人数では、1級が 42 人で最も多く、全体の 32.30% を占めています。 次に4級 37 人（28.46%）、3級 28 人（29.23%）、2級 12 人（9.23%）、5級8人（6.15%）、6級 3人（2.31 %）の順になっています。

なお、18 歳未満（再掲）の障害等級は、6級です。

● 身体障害者手帳の等級別

（1） 身体障害者手帳の等級別推移

等級/年度	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	48人	47人	43人	43人	42人
2 級	13人	13人	12人	12人	12人
3 級	32人	31人	32人	30人	28人
4 級	47人	45人	42人	40人	37人
5 級	8人	8人	9人	8人	8人
6 級	7人	6人	7人	4人	3人
計	155人	150人	145人	137人	130人
18歳未満（再掲）	(1)人	(1)人	(1)人	(1)人	(1)人

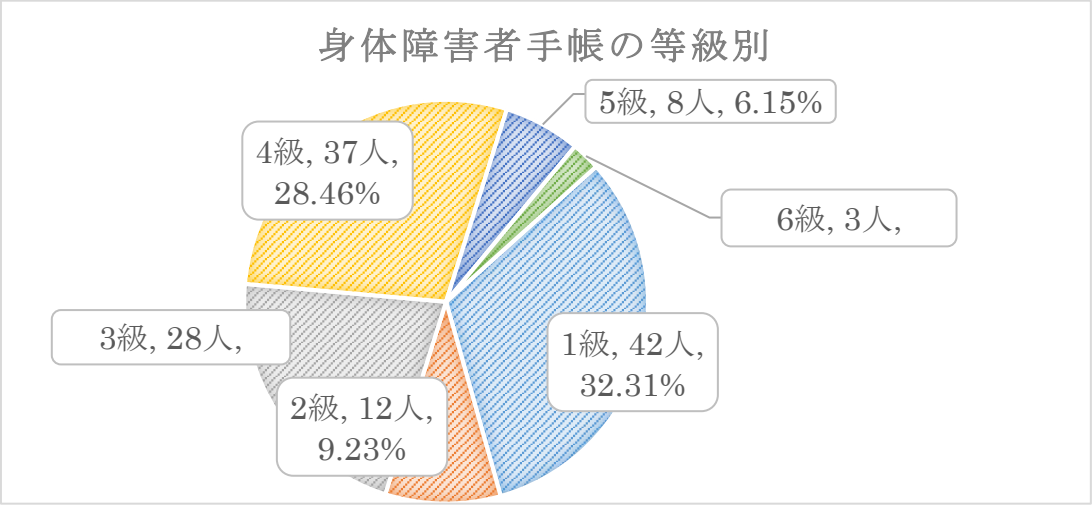

● 身体障害者手帳の障害種別

身体障害者手帳の障害種別では、肢体不自由が 88 人で最も多く全体の 55.70 %を占めています。 次に内部障害 57 人(36.08%)、聴覚・平衡機能 11 人(6.96%)、視覚障害 2 人(1.27 %)の順になっております。音声・言語・そしゃく機能の該当者は、平成 30 年度以降はいません。

また、18 歳未満(再掲)の障害種別は、肢体不自由ですが、R3 年度以降はいません。

(2) 身体障害者手帳の障害種別推移

種別/年度	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障害	3人	3人	3人	4人	2人
聴覚・平衡機能	11人	10人	10人	10人	11人
音声・言語・そしゃく機能	1人	1人	1人	0人	0人
肢体不自由	89人	85人	86人	90人	88人
内部障害	61人	52人	56人	57人	57人
計	165人	151人	156人	161人	158人
18歳未満(再掲)	(1)人	(1)人	(1)人	(0)人	(0)人

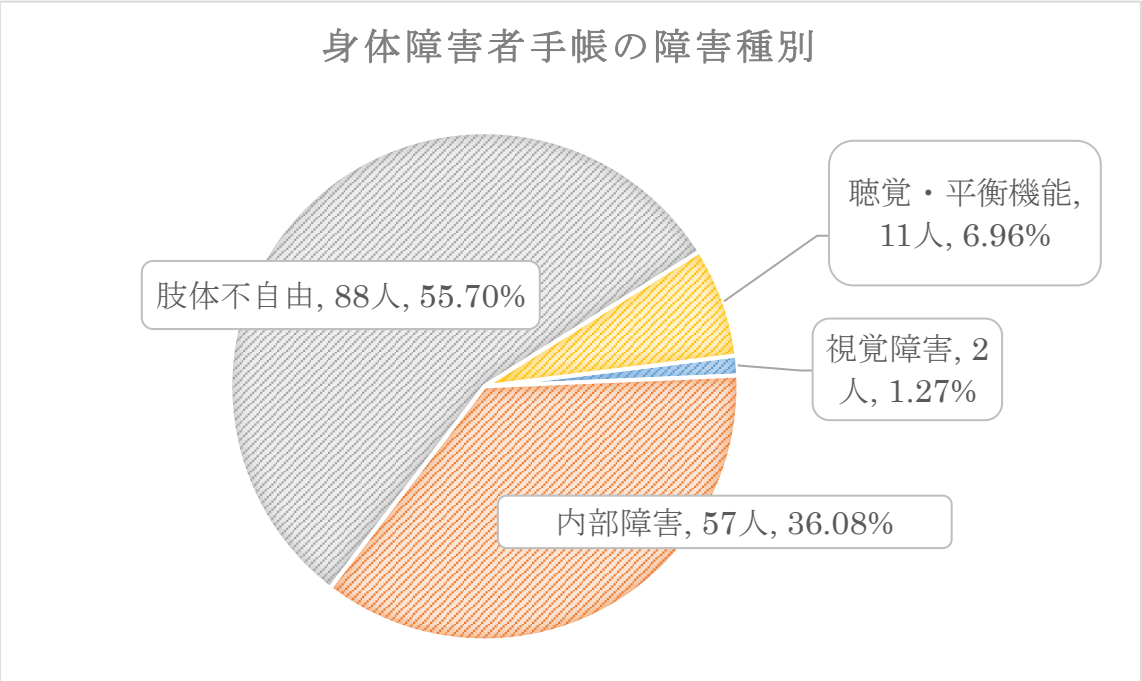

（２）知的障害者

療育手帳（知的障害者）を持っている人は、平成 30 年度から令和 4 年度まで横ばいとなっています。A（重度、最重度）は、10 人で推移していますが、B（中・軽度）は、28 人前後で推移しています。

令和4年度の等級種別では、A（重度、最重度）10 人（26.32%）、B（中・軽度）28 人（73.68%）となっています。

知的障害とは、18 歳未満までに起こった知的発達の遅れのため、社会生活に適応する能力に制限がある状態のことで、知能指数（IQ）で測られる「知的能力」の発達と社会生活に適応する能力である「適応能力」の両方の状態から判断されます。

知的能力に問題がなく適応能力が困難な場合（主に発達障害に該当する者）は、療育手帳の取得はできないとされています。しかし、特別な理由がある場合は、発達障がいに該当する者でも療育手帳を取得している人もいます。

また、18 歳未満（再掲）の等級種別は、すべて B（中・軽度）です。

● 療育手帳の等級別

（3） 療育手帳等の等級別推移

等級/年度	H30	R1	R2	R3	R4
A （重度）	10人	10人	10人	10人	10人
B（中・軽度）	27人	28人	29人	28人	28人
計	37人	38人	39人	38人	38人
18歳未満（再掲）	(4)人	(3)人	(3)人	(3)人	(2)人

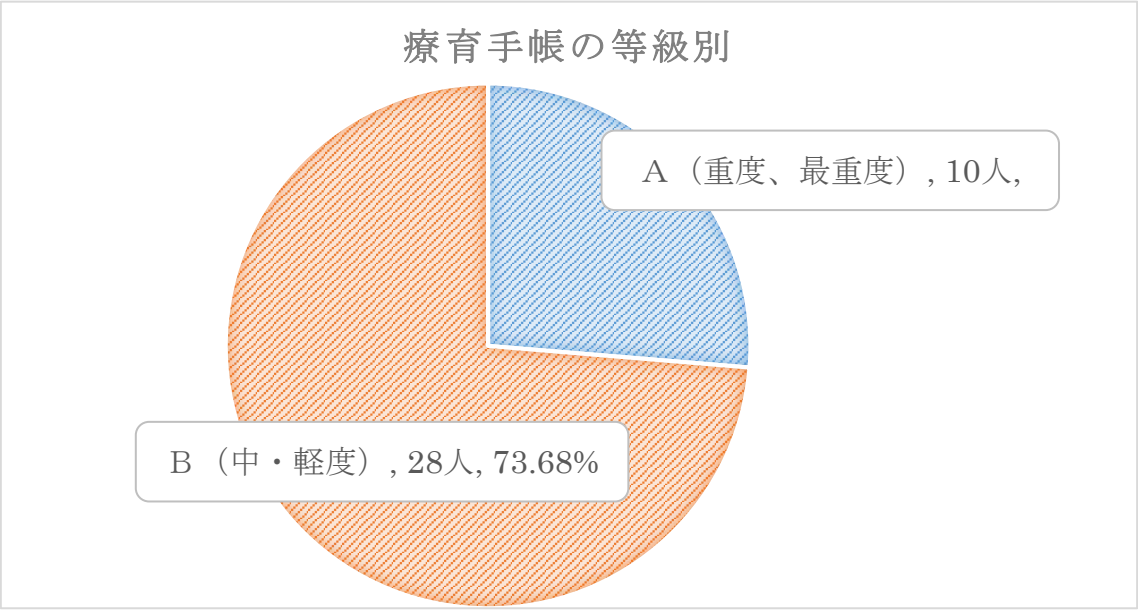

（３）精神障害者

精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、平成 30 年度 12 人から7人増加して、令和 4 年度 19 人となりました。

令和 4 年度の等級別では、2級 11 人（57.89%）、3級 6 人（31.58%）、1級 2 人（10.53%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害状態（統合失調症 ・気分（感情）障害 ・非定型精神病・てんかん・中毒精神病・器質性精神障害 （高次脳機能障害を含む。）・ 発達障害及びその他の精神疾患）にある者を対象とし、療育手帳を有する知的障害者が精神疾患を併せて有している場合にも交付されます。

身体障害者手帳や療育手帳と異なり、2年毎に更新する必要があります。

● 精神障害者保健福祉手帳の等級別

（4） 精神障害者保健福祉手帳の等級別推移

等級/年度	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	2 人	4 人	5 人	6 人	2 人
2 級	7 人	10 人	11 人	11 人	11 人
3 級	3 人	8 人	8 人	8 人	6 人
計	12 人	22 人	24 人	25 人	19 人

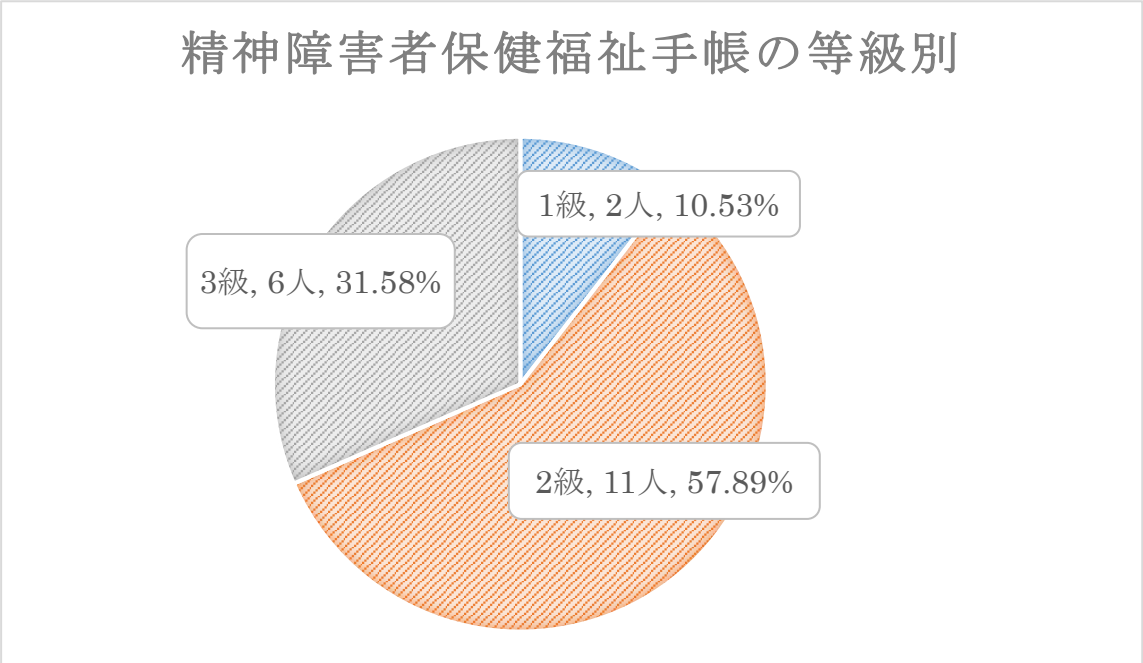

自立支援医療の中で、通院による精神医療を継続的に必要とする者（以下「精神通院医療受給者」という。）は、平成 30 年度 39 人から令和 4 年度 27 人となり 12 人減少しました。令和 4 年度の疾病別では、統合失調症が 12 人（44.44%）で最も多く、次にうつ病・気分障害 10 人（37.04%）、脳器質性精神障害 2 人（7.41%）、その他2人（7.14%） てんかん1人（3.70%）となっています。

自立支援医療は、精神通院医療と更生医療（18 歳以上）・育成医療（18 歳未満）に大別され、医療費の自己負担を軽減する制度が設けられています。

● 精神通院医療受給者

（5） 病類別精神障害者数の推移

疾病/年度	H30	R1	R2	R3	R4
統合失調症	14人	15人	15人	17人	12人
てんかん	2人	2人	2人	3人	1人
うつ病・気分障害	17人	17人	21人	20人	10人
中毒又は依存症	0人	1人	1人	0人	0人
脳器質性精神障害	1人	1人	1人	1人	2人
その他	5人	6人	6人	4人	2人
計	39人	42人	46人	45人	27人

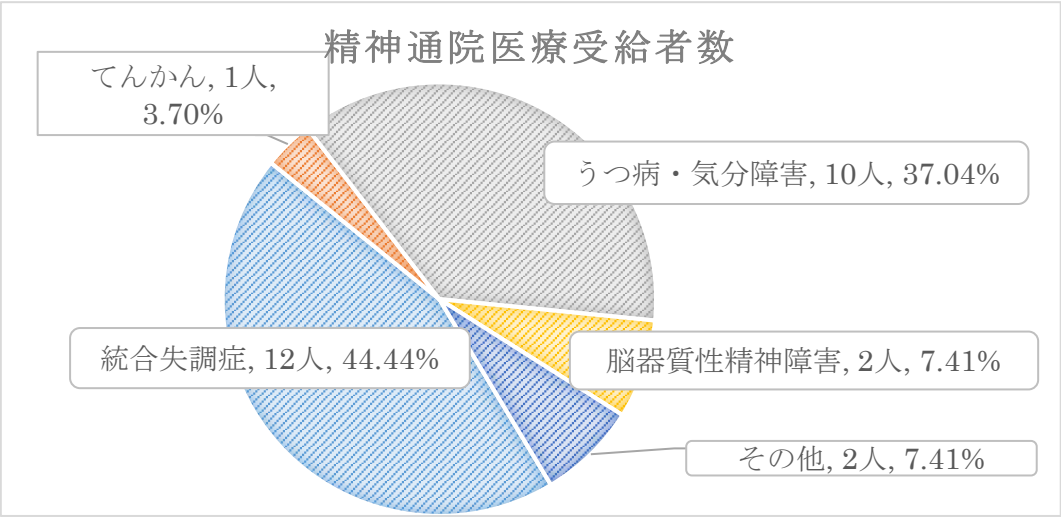

２．子どもの現状

（１）子どもの人口

奥尻町の子どもの人口は,平成 30 年度 264 名から令和4年度 212 名となり 52 名減少しました。　3歳未満から中学生(3歳未満　△21 名・就学前 18 名・小学生　△7 名・中学生　△15 名)は 47 名減少していますが、高校生(15～17 歳)は、島留学生の受入れにより一時増加しましたが令和 2 年度以降 17 名減少しています。

令和4年度の内訳は、3歳未満 15 名(7.07%)・ 就学前 35 名(116.50%)・小学生 75 名(35.37%)・中学生 29 名(13.67%)・高校生 58 名(27.35%)となっています。

● 子どもの人口

年度	3歳未満	就学前	小学生	中学生	高校生 (16～18歳)	計
R4	15 名	35 名	75 名	29 名	58 名	212 名
R3	22 名	40 名	73 名	30 名	65 名	230 名
R2	27 名	46 名	72 名	29 名	75 名	249 名
R1	46 名	46 名	67 名	53 名	58 名	270 名
H30	36 名	53 名	68 名	44 名	63 名	264 名

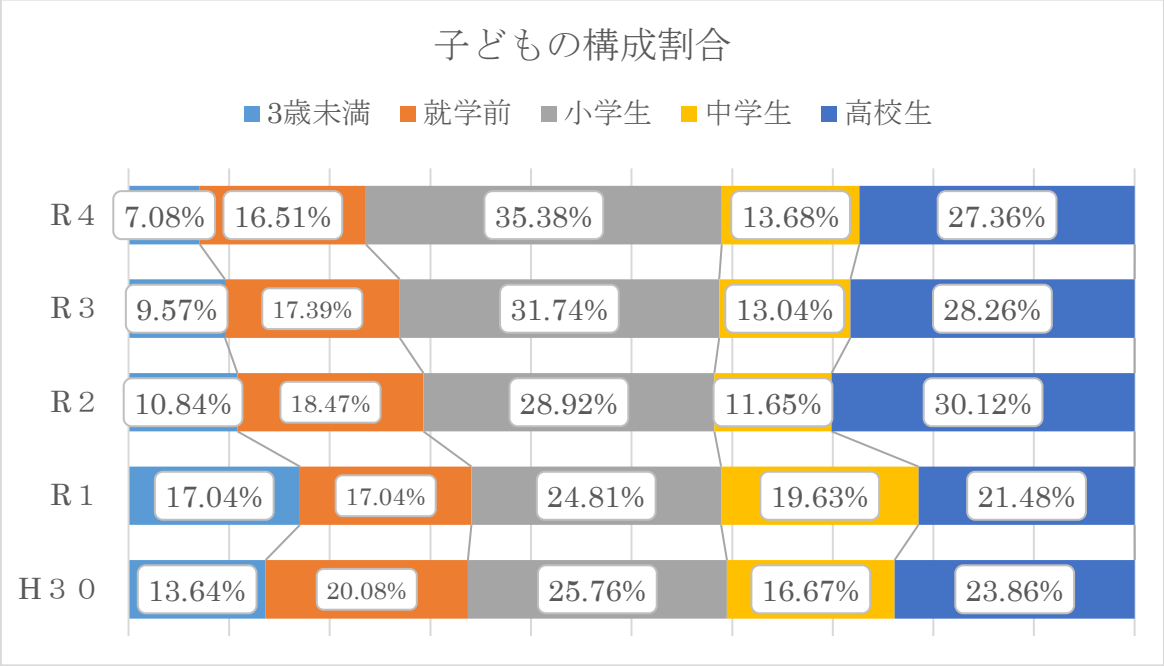

（２） 障がいのある子ども

令和4年度で障害者手帳の交付を受けているのは、身体障害者手帳0名、療育手帳4名の合わせた5名です。なお、医療的ケアを必要とする重度障がい児はいません。

平成 23 年に障害者基本法の改正により、「障害者」の定義に「精神障害（発達障害を含む。）」 が追加されました。

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するとされています。また、発達障がいは、外見からはわかりづらく、その障がいの状態もそれぞれです。 そのため、医師の診断や判定を受けていないことも多く、発達障がいの疑いはあるが手帳の交付を受けていない子どもが多いと推計されます。

● 18 歳未満の障害者手帳の所持者

種別/年度	H30	R1	R2	R3	R4
身体障害者手帳	1 名	1 名	1 名	0 名	0 名
療 育 手 帳	3 名	3 名	3 名	3 名	4 名
計	4 名	4 名	4 名	3 名	4 名

① 子ども発達支援センターの利用状況

発達障がいの確定診断には、一定の年齢まで発達状態をみる必要がありますが、乳幼児健康診査などで発達の遅れが気になる子どもを早期に発見し、発達段階に応じた適切な療育を始めることで症状の改善が期待できるといいます。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人がその個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行なうことにより持っている本来の力が活かされるようになります。

本町の子ども発達支援センターは、障がい児、発達に遅れがある子ども及びその保護者に対し、発達支援事業を実施しています。

子ども発達支援センターの利用状況は、令和4年度で 3歳未満0名、就学前（幼稚園）1名、小学生6名、中学生0名となっており減少傾向です。

就学前（幼稚園）から中学生は、幼稚園や小中学校終了後の通園となっており、療育時間が短いものとなっています。

令和2年度から3歳未満の乳幼児とその保護者を対象とした地域子育て拠点事業を開設し、発達の遅れが気になる子どもの早期発見に努めています。

● 子ども発達支援センターの利用状況

年度	個別通園（療育）利用者				
	3歳未満	就学前	小学生	中学生	計
R4	0 名	1 名	6 名	0 名	7 名
R3	0 名	2 名	10 名	0 名	12 名
R2	3 名	2 名	7 名	2 名	14 名
R1	2 名	6 名	8 名	3 名	19 名
H30	4 名	4 名	9 名	1 名	18 名

② 特別支援学級の開設状況

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級指導では、充分な指導効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細やかな教育を行なうため、小学校・中学校の中に特別に設置された少人数の学級です。 特別な配慮のもとに、児童生徒の実態に応じた適切な教育を行ないます。

特別支援学級は、通常学級の児童生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めることが重要です。

小中学校に設置された特別支援学級及び在籍する児童生徒数は、令和4年度で小学校が4学級5名、中学校が3学級4名となっています。 なお、本町の幼稚園は、特別支援区分を設けていません。

● 特別支援学級の開設状況

年度	小 学 校		中 学 校		計	
	学級数	在籍者	学級数	在籍者	学級数	在籍者
R4	4 学級	5 名	3 学級	4 名	7 学級	9 名
R3	3 学級	5 名	2 学級	3 名	5 学級	8 名
R2	4 学級	4 名	3 学級	3 名	7 学級	7 名
R1	3 学級	4 名	3 学級	3 名	6 学級	7 名
H30	4 学級	4 名	3 学級	3 名	7 学級	7 名

３．難病等の状況

難病とは、原因不明で治療が困難で、後遺症を残すことや慢性的で生活面に支障をきたす疾病です。 平成 25 年4月に障害者総合支援法が施行されたことにより、障害者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の者）が追加されました。

これにより障がいの有無に関わらず、必要と認められる場合には障害福祉サービス等の利用ができるようになりました。

なお、障害者総合支援法の対象となる疾病は、平成 27 年1月施行の難病法や特定疾患治療研究事業による指定難病とは異なりますが、本町で対象となっている疾患名及び対象者数は以下のとおりとなっています。

● 特定疾患受給者（難病）

疾　患　名	R1	R2	R3	R4
パーキンソン病	4人	4人	3人	3人
重症筋無力症	2人	1人	1人	1人
多系統萎縮症	0人	0人	1人	0人
嚢変性症(多系統萎縮症を除く。)	1人	2人	2人	2人
顕微鏡的多発血管炎	1人	1人	1人	1人
バージャー病	0人	0人	0人	0人
全身性エリテマトーデス	2人	2人	3人	2人
皮膚筋炎/多発性筋炎	1人	1人	1人	1人
シェーグレン症候群	2人	2人	2人	1人
発性血小板減少性紫斑病	0人	0人	0人	0人
IgA腎症	1人	1人	1人	1人
後縦靱帯骨化症	2人	2人	2人	2人
特発性大腿骨頭壊死症	1人	1人	1人	1人
下垂体前葉機能低下症	1人	1人	1人	1人
原発性胆汁性胆管炎	0人	0人	0人	0人
潰瘍性大腸炎	1人	1人	1人	1人
IgG4関連疾患	0人	0人	0人	1人
シェーグレン症候群（道）	0人	0人	0人	1人
突発性難聴	1人	1人	1人	1人
計	20人	20人	21人	20人

第1章　障がい者基本計画の考え方

１．基本理念

本町は、第 3次奥尻町障がい者基本計画「誰もが安心して暮らせる町づくり」の基本理念として、障がい者施策を進めてきました。

第4次奥尻町障がい者基本計画「あんしんで生きがいのあるまちづくり」の基本理念は、奥尻町発展計画の基本計画に基づき、以下のように定めます。

あんしんで生きがいのあるまちづくり

２．基本目標

奥尻町の基本理念を実現するため、次の3つを基本目標として、それぞれの施策を推進していきます。

○ 基本目標　１　　安心して暮らせる町づくり

障がい者が住み慣れた地域で安全安心に生活するため、障害の特性に応じた保健 ・医療・福祉サービスの提供や障がい者の様々なニーズに対応する相談支援体制の充実に努めます。

○ 基本目標　２　　障がい者の自立を支える町づくり

障がい者が生きがいをもって暮らし、個性と能力を発揮できるように、地域社会への参加や雇用就労の支援体制の充実を図ります。

また、発達障害などの早期発見・早期療養の支援体制の充実に努めます。

○ 基本目標　３　　ともに支え合う町づくり

障害の有無に関わらず、共に支え合う町づくりを目指し、防犯 ・防災体制や生活環境の整備を図ります。

また、障害や病気などに対する理解を深めるための啓発活動、障害に対する差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

３． 施策の体系

基本理念・基本目標・推進する施策を体系的に表すと以下のようになります。

基本理念	基本目標	推進する施策
あんしんで生きがいのあるまちづくり	１　安心して暮らせる町づくり	（1）保健・医療の充実
		（2）障害福祉サービスの充実
		（3）サービス利用体制の充実
	２　障がい者の自立を支える町づくり	（1）障がい児療育教育の推進
		（2）社会参加の促進
		（3）雇用就労の支援
	３　ともに支え合う町づくり	（1）生活環境の整備
		（2）権利擁護の推進
		（3）防災・防犯対策の推進

第2章　推進する施策

基本目標　１　安心して暮らせる町づくり

（１）保健・医療の充実

生活習慣病など障がいの原因となる疾病等を予防し、早期治療に対応するため、各種健康診査や予防接種などを実施するほか、障がいの軽減に必要な受診を支援するため、医療費等の助成をおこない、生涯をとおした健康の維持、増進を図ります。

施　策	内　　容	主な取り組み
母子保健活動の推進	乳幼児健診を実施し、発育や発達の遅れの早期発見・治療に努めるとともに育児に不安をもつ保護者に対する援助を行い、母子保健活動の推進を図ります。	幼児健康診査（1歳6ヵ月・2歳・3歳・5歳）、歯科健診（健診・ﾌｯｿ塗布）、妊婦健診、訪問指導
健康づくりの推進	病気の早期発見を図るため、特定健康診査やガン検診等を実施するとともに、疾病の予防や生活習慣の改善など健康相談・指導を行います。	ガン検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）、特定健康診査・特定保健指導、肝炎ウイルス検診
予防接種の推進	高齢者や障がい者などの病気の重症化を防ぐため、予防接種の推進に努めます。	ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種 肺炎球菌予防接種
医療・療育体制の推進	知的障害や発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努め、医療・療育機関との連携により、治療や相談体制を整備します。	支援機関（子ども総合医療療育センター・おしま療育センター・社会福祉法人麦の子会）との連携
医療費助成による支援	重度心身障害者、精神障害者、特定疾患者に対し、医療費の自己負担額の一部を助成します。	重度心身障害者医療費助成事業、自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）
交通費助成による支援	人口透析を受けている者及び町外専門医療機関に通院している特定疾患の者に交通費を助成します。	腎臓機能障害者通院交通費補助、特定疾患療養費助成事業

（２）障害福祉サービス等の充実

障がい者の地域生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

施　策	内　　容	主な取り組み
障害福祉サービスの充実	障がい者の日常生活を支援するため、適切なサービスの提供に努めます。	居宅介護、同行援護、行動援護
在宅サービスによる支援	障がい者の日常生活を支援するため、障害福祉サービスでは提供できない在宅生活で必要なサービスを提供します。	訪問サービス、配食サービス、除雪サービス、電話サービス
移動支援の充実	介護を必要とする者に対する福祉有償運送事業を支援します。また、障がい者の自立生活と社会参加を促進するため、移動支援事業の充実を図ります。	福祉有償運送事業 移動支援事業
補装具・日常生活用具の給付等	障がい者の日常生活を支援するため、補装具及び日常生活用具の支給貸与を行います。	補装具給付事業 日常生活用具給付等事業

（３）サービス利用体制の充実

障がい者が地域で自立した生活を営むために、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる体制づくりに努めます。 また、経済的負担を軽減するために各種制度の周知と利用促進を図ります。

施　策	内　　容	主な取り組み
相談支援体制の充実	地域で気軽に相談できるようにくらし安心課のほか、各相談員の配置や民生児童委員などの相談体制の充実を図ります。	身体障害者及び知的障害者相談員の設置、各種相談体制のネットワークづくり
各種制度の周知と利用促進	障害福祉に関する制度のほか、交通機関運賃や公共料金の割引制度、税の減免制度などの周知を図るとともに、利用促進に努めます。	奥尻町障がい者福祉のしおりの活用、交通機関割引（バス・フエリー・航空機・JR・タクシー等）、税の減免、NHK放送受信料等

基本目標２　障がい者の自立を支える町づくり

（１）障がい児の療育教育の推進

障がい児の特性に応じた支援を行うため、幼児期から関係機関の連携による療育体制の構築を図ります。 また、発達障害など個々の障害特性と発達段階に応じた適切な保育・教育環境の充実に努めます。

施　策	内　　容	主な取り組み
特別支援教育の充実	特別支援学級など特別な支援が必要な児童に対して、個々の特性に応じた教育の充実に努めます。	小中学校での特別支援教育の充実、専門職員等の配置
子ども発達支援センターの充実	障がい児の療育相談に関する指導助言を行い、学校など関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。	巡回児童相談、発達検査（WISC）の活用、発達支援に係る職員の研修機会の拡充
障がい児教育の連携と推進	障がい児の情報が幼稚園や小中学校、高校間で引き継がれ、適切な支援が行えるよう関係機関が連携した管理体制を構築します。	相談支援体制の構築、特別支援教育連携協議会を活用し、教育・福祉・保健部門の連携

（２）社会参加の推進

障がい者が地域の一員として、町内会や文化サークルなどの様々な活動に参加することにより、地域における理解が進みます。

住民と障がい者が、理解を深め合えるような社会参加機会の創出に努めます。

施　策	内　　容	主な取り組み
スポーツ活動の推進	障がい者の社会参加を促進するため、文化スポーツ活動の拡充を図ります。また、障がい者団体の支援に努めます。	地域のスポーツ大会への参加、障がい者団体への支援
地域交流の推進	子どもや高齢者、障がい者が気軽に集い、遊んだりできる場づくりを支援します。	地域のサークル活動への参加、茶話会への参加への支援
ボランティア活動の育成・支援	障がい者や高齢者が地域社会に参加できるように社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の育成や支援に努めます。	ボランティア（個人・団体）の掘り起こしや支援方法の検討

（３） 雇用・就労の支援

障がい者の自立を進めるためには、意欲のある障がい者に対して、多様な働く場所の確保が必要となります。 しかし、現実的には雇用の場は少なく、就労機会を確保することは難しい状況です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率や雇用する場合の税制上の優遇制度などを周知しながら、障がい者の雇用・就労の支援に努めます。

施　策	内　　容	主な取り組み
障がい者雇用の推進	障がい者雇用促進のため、税制上の優遇措置や各種制度の周知を図り、事業主の法定雇用率の向上を推進します。	事業主に対する雇用の啓発・制度の周知を図るため研修会を実施
障がい者の就労移行支援	障がい者の雇用に繋げるため、障がい者の就労訓練の場として、就労支援サービスの利用を促進します。	就労移行支援事業、就労継続支援事業、自立訓練（機能訓練・生活訓練）
障がい者の職場定着支援	各種助成制度や職場適応訓練、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。	障害者雇用納付金制度、ハローワークとの連携
福祉的就労の場の創出	本町には、障がい者の就労支援施設はありませんが、障がい者の特性に応じた福祉的就労機会づくりの創出を検討します。	町内における地域活動支援センターの検討

基本目標３　ともに支え合う町づくり

（１）生活環境の整備

障がい者をはじめすべての人が、安心で快適に利用できるように、公共施設等のバリアフリーなど生活環境の整備を推進します。

また、障がい者が観光やレジャーを楽しめるように、観光施設や宿泊施設などのバリアフリー化を支援します。

施　策	内　　容	主な取り組み
バリアフリーレジャーの推進	障がい者が観光やレジャーを楽しむことできるように情報の発信や観光施設、宿泊施設のバリアフリー化を支援します。	ホームページの開設、観光ガイドの配置、モニターツアーの実施、バリアフリー改修に対する助成
公共施設等の整備	老朽化している公営住宅などの建て替えに合わせて、障がい者に配慮した建物の整備を推進します。	公営住宅の整備、老朽化施設の改修とバリアフリー化

（２）権利擁護の推進

障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるように、判断能力の不十分な者の権利を擁護する取組みを推進します。

施　策	内　　容	主な取り組み
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が不十分な障がい者が自立して生活できるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを支援します。	日常生活自立支援事業、対象者の把握、制度の啓発と利用促進
成年後見制度支援事業の構築	判断能力が不十分な障がい者が自立して生活できるように、成年後見制度の利用を促進します。	成年後見制度の啓発、成年後見事業の実施方法の検討、市民後見人担い手の育成
障がい者差別解消への取り組み	障がい者への差別解消に関する啓発普及、地域との交流による差別や偏見の解消に努めます。	福祉フェアの開催、各福祉講演会の支援

（３）防犯・防災体制の整備

障がい者が地域で、安心して暮らせるよう地域見守りネットワークの推進や防犯活動を支援します。

また、災害発生時の避難支援体制を強化するとともに、福祉避難所を指定して受け入れ体制の充実を図ります。

施　策	内　　容	主な取り組み
消費者被害等の防止	高齢者や障がい者に対する悪質商法を防止するため、警察や関係機関と連携して、周知啓発に努めます。	広報おくしり（放送・広報誌）・回覧による周知啓発
防犯活動の支援	警察や関係機関等が連携した防犯思想の普及及び啓発活動を支援します。	防犯街灯の設置、防犯ハガキの配布、イベント開催時の啓発活動
交通安全の推進	子どもから高齢者までのそれぞれの特性に応じた体験・実践型の交通安全運動を推進するともに、広報・啓発活動に努めます。	街頭啓発、交通安全旗の設置、交通安全推進員及び指導員の設置
虐待防止体制の整備	家庭や地域での虐待や金銭詐取などに対する防止ネットワークづくりを進めます。	奥尻町自立支援協議会、ネットワーク体制、マニュアルの検討
防災意識の啓発	防災意識の啓発活動として、広報等による周知や防災訓練の実施により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時の対応力強化に努めます。	奥尻町防災訓練の実施、防災行政無線のデジタル化
避難行動要支援者名簿の作成	本人の申し出により、災害時に支援を要する人を登録し、避難行動要支援者名簿を作成します。	広報等による（年１回以上）の周知、避難行動要支援者名簿の作成
避難支援体制の強化	避難行動要支援者名簿を町内会及び消防など関係機関に提供するとともに、個別計画を作成し、災害時の避難支援体制の整備を図ります。	避難行動要支援者名簿の提供、個別計画作成の支援、防災避難訓練への活用
福祉避難所の指定	災害時要配慮者の避難先を指定し、必要な物資・備品の整備を図ります。	福祉避難所の指定、物資・備品購入の支援

第3章　第6期計画の成果目標の検証

第6期障がい福祉計画で、国の基本指針に基づき設定した令和2年度までの成果目標について検証します。

１．福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度（令和 2 年 3 月 31 日）の施設入所者は5人でしたが、令和2年度中に1人退所しました。このことから、第7期計画が始まる令和5年度末は ４人となりました。

国の基本指針に基づき算定した地域生活移行者及び施設入所者の減少見込数は、いずれも1人未満（少数点以下）であったため、第6期計画における目標は、0人としました。

これに対し、いずれも実績は0人となる見込みです。

◆　令和元年度（令和2年3月31日）の施設入所者　・・・・・・　４ 人

【国の基本指針】

- 地域生活移行者数　→　令和元年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者の減少見込数　→　令和元年度末施設入所者の 1.6%以上削減

◎ 施設入所者の状況

項　　目	令和元年度 （R2.3.31）	令和2年度 （R3.3.31）	令和4年度 （R5.3.31）
施設入所者	4人	４ 人	３ 人

◎ 第6期計画の目標と実績

項　　目	目　　標	実　　績
目標年度（R4）の地域生活移行者数	０ 人	０ 人
目標年度（R4）の減少見込者	０ 人	０ 人

２．精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築

檜山圏域等による共同設置などを検討しましたが、進展していません。

【国の基本指針】

全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
市町村単位での設置が困難な場合には、共同設置であっても差し支えない。

３．地域生活支援の充実

檜山圏域等による共同設置について、協議をしていますが具体的には進展していません。

【国の基本指針】

各市町村又は各圏域に少なくても1つ整備すること。

４．福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に基づく基準年度（令和4年度）に、一般就労移行者及び就労移行支援事業所の実績がなかったことから、第6期計画の目標も ０人としました。
これに対し、それぞれの実績も0人となる見込みです。

項　　目	目　　標	実　　績
目標年度（R8）の一般就労移行者数	０ 人	０ 人
目標年度（R8）の就労移行支援事業所利用者数	０ 人	０ 人

【国の基本指針】

- 一般就労移行者を平成 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上とする。
- 就労移行支援事業所の利用者数を平成 28 年度の利用者実績の 2 割以上増加する。
- 就労移行実績3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上にする。
- 就労定着支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

５．障がい児支援の提供体制の整備等

第6期計画期間に国から示された基本指針で、達成できたものはありません。

障がい児に対応した施設や医療機関がないこと、また、本町のような小規模な町ではサービス需要が少ないことも提供体制の整備が進まない要因のひとつです。

① 児童発達支援センター

本町には、児童福祉法に基づく児童発達支援センターはありません。

児童福祉法に基づく事業者指定を受けるためには、人員基準や施設基準を満たす必要があります。

このため、奥尻町子ども発達支援センターを設置して、障がい児及び発達障がいの疑いのある児童に対し、町単独で発達支援事業を実施しています。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

保育等訪問支援を利用できる体制も構築できませんでしたが、幼稚園を利用している発達が気になる児童に対しては、北海道子ども総合医療療育センターやおしま地域療育センターによる発達療育支援事業を実施しています。

③ 重症心身障害児に対する支援

本町には、重症障害児に対応する施設や医療機関がないことから、支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置はありません。

なお、本町には対象となる重症心身障害児はいません。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

本町では、重症心身障害児に対応する医療機関はありません。また、医療的ケア児もいないため、町単独での協議の場は設けられていません。

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所設置する。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制をすべての市町村に構築する。
  市町村単位で設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保する。
  市町村単位で設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(各都道府県・各圏域及び各市町村の連携を図るための協議の場)を設ける。

第4章　障害福祉サービス等の現状と課題

１．障害福祉サービス等の提供体制

障害者総合支援法に基づく障がい者に提供する福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）、児童福祉法に基づく障がい児に提供するサービス（以下「障害児支援」という。）及び地域生活支援事業をこの計画において「障害福祉サービス等」という。

障害福祉サービスは、「訪問系」・「日中活動系」・「施設系」・「居住支援系」・「訓練就労系」・「障害児支援」・「相談支援系」に分かれています。

本町の障害福祉サービスは、奥尻町社会福祉協議会が提供する訪問系の居宅介護サービスのみです。

町内に障がい者に対応した施設がないことから日中活動系・施設系・居住支援系・訓練就労系のサービスは提供されていません。

これらのサービスを利用している者は、町外の施設やグループホーム等に入居しながら、町外でサービスの提供を受けているのが現状です。

障害児支援についても、町内ではサービスが提供されていません。

奥尻町子ども発達支援センターを開設し、障がい児、発達障がいの子どもを対象とした発達支援事業を実施しています。また、専門事業による早期の療育支援体制づくりを進めるため、北海道子ども総合医療療育センターやおしま地域療育センターとの連携を図っています。

しかし、町単独事業であり、児童福祉法に基づく障害児支援事業ではないため、障害福祉サービスの実績には反映されません。

障がい者に対する相談は、社会福祉士・保健師・地域包括支援センター・子ども発達支援センターの職員が対応しています。 また、檜山広域障がい者総合相談センターなどの外部機関とも連携し、相談支援体制の充実に努めています。

檜山管内 4町(奥尻町・江差町・乙部町・厚沢部町)が連携し、社会福祉法人 江差福祉会が設置する「あすなろ相談支援センター」 に業務を委託し、24時間 365 日の相談支援、サービス等利用計画作成体制が構築されています。

障がい者に対応した地域活動支援センター「江差町あゆみ共同作業所」を檜山管内5町（江差町・乙部町・厚沢部町・上ノ国町・奥尻町）と八雲町（旧熊石町）で、共同設置しましたが、離島とういう地理的条件から利用者が少ない状況です。

本町においても、障害福祉サービスや障害児支援に係るサービス提供体制の整備が望まれますが、今後の町内サービス需要、サービスを提供する事業者、また人材の確保など現実的には難しい状況です。

２．障害福祉サービスの利用状況

本町の障害福祉サービスは、奥尻町社会福祉協議会が提供する居宅介護サービスのみです。このため、その他の障害福祉サービスは、町外でのサービス利用です。

（１）障害福祉サービスの支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数は、令和元年度 19 人から令和4年度 19 人となりました。

令和4年度の内訳は、知的障害者 15 人（78.95%）、精神障害者 3人（15.79%）、障害児1人（5.26%）となっており、身体障害者はいません。

なお、発達障がい児1人と障害支援区分の認定を受ける必要がないサービスを利用している知的障害者が1人います。

● 障害福祉サービス等の支給決定者

区分/年度	R1		R2		R3		R4	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障害者	2人	10.53%	2人	10.00%	2人	10.53%	2人	10.53%
知的障害者	12人	63.16%	13人	65.00%	13人	68.42%	13人	68.42%
精神障害者	3人	15.79%	3人	15.00%	3人	15.79%	3人	15.79%
障　害　児	2人	10.53%	2人	10.00%	1人	5.26%	1人	5.26%
計	19人	100.01%	20人	100.00%	19人	100.00%	19人	100.00%

区分/年度	R1	
	人数	割
身体障害者	2 人	10
知的障害者	12 人	63
精神障害者	3 人	15

障　害　児	2 人	10
計	19 人	100

● 施設入所・療養施設・グループホームの利用者

区分/年度	R1	R2	R3	R4	令和元年度の主な利用施設等
施設入所支援	4人	5人	4人	4人	3施設（侑愛荘・豊浦やまと光星園・ふじの学園）
療養介護施設	1人	1人	1人	1人	1施設（大倉山学院）
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	10人	10人	11人	11人	8施設（伊達地域生活支援ｾﾝﾀｰ・ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑゆのかわ・やまばと荘・うらら・のぞみ・はまなす荘・木村ハイツ・サポートin サッポロ、サポートセンター支え他）
計	15人	16人	16人	16人	

（２）障害支援区分の認定状況

令和元4年度の障害支援区分の認定状況は 14 人です。 障害支援区分の内訳は、知的障害者 10 人（71.43 %）、精神障害者 2 人（14.29%）となっており、身体障害者 2 人（14.29%）です。

● 障害支援区分の認定状況

区分/年度	R1		R2		R3		R4	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
区　分　1	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　2	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　3	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　4	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%	0人	0.00%
区　分　5	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%	0人	0.00%
区　分　6	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
身体障害者	2人	14.29%	2人	14.29%	2人	14.29%	0人	0.00%
区　分　1	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　2	3人	21.43%	3人	21.43%	4人	3.00%	4人	28.57%
区　分　3	2人	14.29%	2人	14.29%	2人	14.29%	2人	14.29%
区　分　4	1人	7.14%	1人	7.14%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　5	3人	21.43%	3人	21.43%	3人	21.43%	3人	21.43%
区　分　6	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%
知的障害者	10人	71.43%	10人	71.43%	10人	71.43%	10人	83.33%
区　分　1	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　2	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%
区　分　3	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%	0人	0.00%
区　分　4	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	1人	7.14%
区　分　5	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　6	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
精神障害者	2人	14.29%	2人	14.29%	2人	14.29%	2人	16.67%
区　分　1	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
区　分　2	4人	28.57%	4人	28.57%	5人	35.71%	5人	35.71%
区　分　3	3人	21.43%	3人	21.43%	3人	21.43%	2人	14.29%
区　分　4	2人	14.29%	2人	14.29%	1人	7.14%	1人	7.14%
区　分　5	4人	28.57%	4人	28.57%	4人	28.57%	3人	21.43%
区　分　6	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%	1人	7.14%
合　　計	14人	100.00%	14人	100.00%	14人	100.00%	12人	100.00%

３．障害福祉サービス等の実績

第６期計画で設定した障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援及び地域生活支援事業の実績は、次のとおりとなっています。

（１）障害福祉サービスの実績

第６期計画で設定した障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実績は、次のとおりとなっています。

① 訪問系サービス

訪問系サービスのうちサービス提供されたのは、奥尻町社会福祉協議会による居宅介護サービスのみです。サービス実績は、家事援助１人でした。

その他の同行援護などのサービス需要はありませんでした。

● 訪問系サービス　　（単位に対する割合は1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	実利用者	1人	1人	2人	1人	3人	1人
	ｻｰﾋﾞｽ量	10 h	8 h	18 h	7 h	26 h	9 h

※　各年度1ヵ月あたりの実績・令和5年度は10月の利用実績

② 施設系及び居住支援系サービス

施設入所支援は、3人で1人減少しました。 居住支援系サービスの共同生活援助は１１人で計画どおりでしたが、自立生活援助のサービス利用はありませんでした。

これらはすべて、町外に在住している障がい者のサービス利用です。

● 施設系及び居住支援系サービス　　（単位に対する割合は1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設入所支援	実利用者	4人	4人	4人	3人	4人	3人
共同生活援助 （ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	実利用者	9人	12人	11人	12人	11人	11人
自立生活援助	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※　各年度1ヵ月あたりの実績・令和5年度は10月の利用実績

③ 日中活動系及び訓練就労系サービス

日中活動系サービスの生活介護は、計画5人から実績5人で計画どおりでした。

短期入所及び療養介護は計画どおりでしたが、短期入所のサービス量は少ない実績はありませんでした。

訓練就労系サービスの自立訓練は、サービス計画を見込みませんでしたが、利用実績がありました。

令和3年度から就労継続支援 A 型は1人増、就労継続支援 B 型は1人減となりました。なお、就労移行支援及び就労定着支援は、サービス利用がありませんでした。

これらはすべて、町外に在住している障がい者のサービス利用です。

● 日中活動系及び訓練就労系サービス　（単位に対する割合は1ヵ月あたり）

サービス種別	単 位	R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生 活 介 護	実利用者	5人	4人	5人	5人	5人	5人
	ｻｰﾋﾞｽ量	132人日	124人日	132人日	147人日	132人日	96人日
短 期 入 所	実利用者	2人	1人	2人	1人	2人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	44人日	10人日	44人日	3人日	44人日	0人日
療 養 介 護	実利用者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自 立 訓 練（機能訓練）	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
自 立 訓 練（生活訓練）	実利用者	1人	0人	1人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	22人日	0人日	0人日
就労移行支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援（Ａ型）	実利用者	2人	2人	2人	2人	2人	3人
	ｻｰﾋﾞｽ量	22人日	46人日	22人日	46人日	46人日	98人日
就労継続支援（Ｂ型）	実利用者	6人	6人	6人	5人	7人	5人
	ｻｰﾋﾞｽ量	132人日	133人日	132人日	110人日	132人日	134人日
就労定着支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※ 各年度1ヵ月あたりの実績・令和5年度は10月の利用実績

④ 相談支援

相談支援は、計画目標を実利用者ではなく月平均で記載したため、大きな変動となっていますが、すべての利用者のサービス等利用計画が作成されています。

町内に就労移行支援事業所がないことから、地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

●相談支援　（単位に対する割合は1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	実利用者	19 人	19 人	19 人	19 人	19 人	19 人
地域移行支援	実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地域密着支援	実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※　実績は各年3月31日・令和2年度は見込量で記載しています。

（２）障害児支援の実績

第6期計画で設定した児童福祉法に基づく障害児支援の実績は、次のとおりとなっています。

① 障害児相談支援

特別支援学校に通学している学生で宿舎が休みの時に短期入所を利用するために支給決定していました。

●　障害児相談支援　（単位に対する割合は1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害児相談支援	実利用者	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※　各年度1ヵ月あたりの実績・令和5年度は10月の利用実績

② 障害児支援

また、放課後等デイサービスは、支給決定はしておりましたが新型コロナウイルスの影響により利用することができませんでした。

医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援については、サービス利用はありませんでした。

サービスは、すべて町外のサービス事業所を利用したものです。

本町には、重度障がい児がいないことから福祉型及び医療型障害児入所施設のサービスは、記載していません。

● 障害児支援　　（単位に対する割合は1ヵ月あたり）

サービス種別	単 位	R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	実利用者	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
医療型児童発達支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
保育所等訪問支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	ｻｰﾋﾞｽ量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※ 各年度1ヵ月あたりの実績・令和5年度は10月の利用実績

（３） 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業とは、障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするための市町村事業です。

地域生活支援事業の実績は、次のとおりとなっています。

● 地域生活支援事業

事業種別等		R3		R4		R5	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
(1)理解促進研修・啓発事業		実施	未実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業		実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
(3)相談支援事業							
①障がい者相談支援事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター		無	無	無	無	無	無
②市町村相談支援事業強化事業		無	無	無	無	無	無
③住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業		1人	0人	1人	0人	1人	0人
(5)成年後見制度法人後見支援事業		実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		1人	0人	1人	0人	1人	0人
②手話通訳者設置事業		1人	0人	1人	0人	1人	0人
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具		1件	0件	1件	0件	1件	0件
②自立生活支援用具		1件	0件	1件	0件	1件	0件
③在宅療養等支援用具		1件	0件	1件	0件	1件	0件
④情報・意思疎通支援用具		1件	0件	1件	0件	1件	0件
⑤排泄管理支援用具		135件	90件	162件	85件	194件	49件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)		1件	0件	1件	1件	1件	0件
(8)手話奉仕員養成研修事業		1人	0人	1人	0人	1人	0人
(9)移動支援事業	実利用者	9人	7人	9人	4人	9人	3人
	利用時間	138時間	62時間	138時間	62時間	138時間	47時間
(10)地域活動支援センター機能強化事業							
①自市町村所在分	箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	0箇所
	実利用者	0人	0人	0人	0人	5人	0人
②他市町村所在分	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者	1人	0人	1人	0人	1人	0人

※ 実績は各年度3月31日・令和5年度は見込量で記載しています。

第5章　令和8年度の成果目標

第7期障がい福祉計画が終了する令和8年度の目標は、国の基本指針に基づき、次のとおりとします。

なお、目標の設定にあたっては、第6期計画の実績を踏まえ現実的な目標としました。

１．福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき数値目標を算定すると、地域生活移行者数は 0.18 人（施設入所者3人×6%）、施設入所者減少見込数は 0.06 人（施設入所者4人×5%）となります。　いずれも、1人未満（小数点以下）と算定されることから、第7期計画の目標値は0人とします。

◆ 令和4年度（令和5年3月31日）の施設入所者 ・・・・・・ ３ 人

【奥尻町の目標】

項　　目	目　標	国の基本指針に基づく数値（参考）
地域生活移行者数	０ 人	施設入所者の6%→0.18 人（参考）
施設入所者の減少見込数	０ 人	施設入所者の5%→0.2 人（参考）

【国の基本指針】

・　地域生活移行者数　　→　令和4年度末施設入所者の6%以上
・　施設入所者の減少見込数 →　令和4年度末施設入所者の5%以上削減

２．地域生活支援の充実

本町では、地域生活支援拠点となる施設や相談支援事業所がないこと、また、コーディネーターとなる人材の確保が難しいことから、圏域による共同設置などを検討します。

なお、第6期計画期間中も圏域による協議をしましたが、具体的に進展していません。

【国の基本指針】

・各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討すること。

３．福祉施設から一般就労への移行

令和3年度の一般就労移行者の実績がなかったことから、第6期計画の目標は0人とします。しかし、就労移行支援事業の移行者数の実績はありませんでしたが、特別支援学校卒業者の利用を見込んで目標を1人とします。

就労継続支援の実績は、B 型事業所の利用者1人が A 型事業所に移行したことにより、B 型が1人減、A 型が1人増となりました。 就労継続支援 A 型については、数年ごとに B 型からの移行者がありますので目標を1人とします。また、就労継続支援 B 型については、特別支援学校卒業者を見込んで目標を1人とします。

◆　令和3年度の一般就労への移行者の実績・・・・・・・・・・・・・・　０　人
◆　令和3年度の就労定着支援事業移行者数・・・・・・・・・・・・　０　人

【奥尻町の目標】

項　　目	目　標	国の基本指針に基づく数値（参考）
一般就労移行者数	０　人	令和3年度の一般就労への移行者数の 1.28 倍以上→0 人（参考）
就労定着支援事業の利用者数	０　人	令和3年度の就労移行支援事業の移行者数の 1.41 倍以上→0 人（参考）

【国の基本指針】

・　一般就労移行者を令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上とする。
・　就労移行支援事業利用者終了に占める一般就労に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援支援事業所の5割以上【新規】
・　各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進。【新規】
・　就労定着支援事業の利用者数：令和3年度未実績の 1.41 倍以上
・　就労定着支援事業利用終了後の一定期間の就労定着支援が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

４．精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築

精神障害に対応した地域ケアシステムの構築については、町単独での設置は難しいことから、檜山圏域又は広域的な共同設置などを検討します。

国の基本指針については、市町村においては精神病床に入院している患者数を把握することができませんので、本町では成果目標を設定しないこととします。

【国の基本指針】

- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3ヶ月後 68.9%以上、6ヶ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

５．相談支援体制の充実、強化等

檜山圏域 4町 （奥尻町・江差町・乙部町・厚沢部町）で業務委託している江差町の「あすなろ相談センター」の相談支援体制の充実を図ります。

奥尻町内においては地域自立支援協議会において専門部会を設置し、障がいのある人の権利擁護を推進し、意思決定に配慮できるよう関係機関による情報を共有し地域課題や社会資源について検討できる体制を構築します。

【国の基本指針】

- 各市町村において基幹相談支援センターを設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

６．障害福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等を提供するための取組みとして、相談支援従事者の質の向上を図るため各種研修会への参加を促進します。

また、国保連合会の支払状況（請求明細内容）を点検することにより、給付内容の適正化を図ります。

【国の基本指針】

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築

７．障害児支援の提供体制の整備等

本町においては、児童福祉法に基づく事業者指定を受けた「児童発達支援センター」の設置は難しい状況です。また、圏域内のサービス提供も離島という地理的条件から現実的ではありません。

このことから、奥尻町子ども発達支援センターで実施している障がい児、発達障がいの疑いがある児童及びその保護者に対する発達支援事業の充実を図ります。

また、発達の気になる児童に対しては、北海道子ども総合医療療育センターやおしま地域療育センターによる支援体制づくりを進めます。

いずれも、町単独事業であり、障害児支援サービスには反映されません。

本町では、聴覚障害を早期に発見し支援や治療に繋げるため、新生児聴覚検査の助成を実施しています。 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することは難しいと状況ですが、新生児聴覚検査から医療、福祉、教育との連携を図りながら、様々なニーズに対応した切れ目のない支援に努めます。

重症心身障害児の状態にもよりますが、本町の医療機関では充分な医療を提供することができません。また、本町のような小規模な町では、サービス需要も少ないと推計されるため、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を町単独で確保することは難しく、圏域又は広域での確保を検討します。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても、町内で専門的知識を有する人材の確保ができないため、町単独での配置は難しい状況です。

重層的な地域支援体制の構築を目指し、保健部門、教育部門と連携を図りながら相談支援に取り組みます。

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上設置すること。
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後ディサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保すること。
- 各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携するための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすること。

第6章　障害福祉サービス等の見込量

１．障害福祉サービス等のサービス体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉に関するサービス及び児童福祉法に基づくサービス体系は以下のとおりです。

障害者総合支援法

指定障害福祉サービス

介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 生活介護
- 療養介護
- 短期入所
- 施設入所支援
- 重度障害者等包括支援

訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援・就業定着支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助
- 就労選択支援

相談支援

- 地域定着支援
- 地域移行支援
- 計画相談支援

補装具費

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業

児童福祉法

障害児支援事業

- 児童発達支援
- 放課後等ディサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 福祉型・医療型障害児入所施設

障害児相談支援

（１）障害福祉サービス

サービス名	内　　容	障害支援区分
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由及び知的・精神障がい者で、常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。	区分4以上
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報の提供や介護を行う。	区分2以上 （身体介護有）
行動援護	自己判断力が制限されている人に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。	区分3以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、施設での入浴や排せつ、食事の介助等行う。	区分1以上
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	区分5以上
生活介護	常に介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	区分2以上
自立訓練 （機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の維持向上のために必要な訓練を行う。	不要
自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持向上のために必要な支援・訓練を行う。	不要
就労選択支援 令和7年10月開始	強みや課題、就労に必要な配慮について、本人と支援者共に整理・評価（就労アセスメント）することで適切な一般就労や就労系障害福祉サービスに繋げる	
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。	不要
就労継続支援 A型=雇用型 B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力向上のために必要な訓練を行う。	不要
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	不要
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	区分４以上（50歳以上は区分３以上）
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助などの日常生活上の援助を行う。	不要
自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。	不要

（２）相談支援

サービス名	内　　容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用申請するときに、障がい者の心身の状況、そのおかれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。
地域移行支援	障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応した相談その他必要な支援を行う。

（３）障害児支援

サービス名	内　　容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。
放課後等ディサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があるため、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行う。
福祉型・医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

（４）障害児相談支援

サービス名	内　　容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するときに、障がい児の心身の状況、そのおかれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する。

２． 障害福祉サービスの見込量

第7期障がい福祉計画のサービス見込量を次のとおりとします。

本町において、提供できる障害福祉サービスは、奥尻町社会福祉協議会の訪問系サービスの居宅介護のみです。

重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、町内ではサービス需要がないと推測されます。

また、日中活動系・施設系・居住支援系・訓練就労系サービス及び相談支援、障害児支援に係るサービスについては、町内でサービスを提供することができません。

（１） 訪問系サービス

町内でサービスを提供しているのは、奥尻町社会福祉協議会のみです。

令和5年度の利用は、町内1人の居宅介護の実績です。

今後、現在サービスを利用中の方が高齢化に伴い介護量が増加することが予測されるため利用時間数を10時間に増加しました。

重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、サービス需要がないと推計されるため、サービス量を見込みません。

●訪問系サービス　（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	実利用者数	1人	1人	1人	1人
	利用時間数	9 h	10 h	10 h	10 h
重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	利用時間数	0 h	0 h	0 h	0 h

※令和5年度は、10月の利用実績

【見込量の確保策】

障がい者に制度の周知などの情報提供を図るとともに、サービス利用の拡大に努めます。 訪問系サービスは、障がい者の地域生活を支える基本事業であるため、サービス需要を踏まえながら、サービス提供体制の整備を検討します。

しかしながら、町内のサービス需要は少ないと推計され、新たな事業者の参入は難しい状況です。

（２）日中活動系サービス

令和5年度のサービス実績は、すべて町外施設での利用です。サービス量は、生活介護及び療養介護は現状のままとし、短期入所は、令和5年度の実績により2人のサービス量を見込みました。

●日中活動系サービス　（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	実利用者数	5人	5人	5人	5人
	サービス量	98人日	110人日	110人日	110人日
短期入所	実利用者数	0人	2人	2人	2人
	サービス量	0人日	30人日	30人日	30人日
療養介護	実利用者数	1人	1人	1人	1人

※令和5年度は、10月の利用実績

【見込量の確保策】

町外のサービス提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

また、新規利用者の把握に努め、サービス利用を周知していきます。

（３）施設系及び居住支援系サービス

令和5年度のサービス実績は、すべて町外施設での利用です。共同生活援助は、特別支援学校卒業などの若年の新規利用者を、令和6年度に2人を見込みました。施設入所者は、現状のままとします。

●施設系及び居住支援系サービス　（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	実利用者数	4人	4人	4人	4人
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	9人	11人	11人	11人
自立生活援助	実利用者数	0人	0人	0人	0人

※令和5年度は、10月の利用実績

【見込量の確保策】

民間事業者の誘致などにより、町内でのグループホームの整備について検討します。

（４）訓練就労系サービス

町内ではサービス提供はできないため、すべて町外施設でのサービス利用です。

自立訓練（生活訓練）は、現在の利用者がいないため令和4年度以降のサービス量を見込みません。

就労移行支援は、サービス量を見込みません。就労継続支援 A 型は、前期計画期間中においても実績がありましたので、令和5年度から1人の増加を見込みました。また、就労継続支援 B 型は、特別支援学校の卒業予定者1人の増加を見込みました。

就労定着支援は、サービス量を見込みません。

●訓練就労系サービス　　（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
就労選択支援【新規事業】	実利用者数			0人	0人
	サービス量			0人日	0人日
就労移行支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援（A型）	実利用者数	3人	2人	2人	3人
	サービス量	98人日	44人日	44人日	66人日
就労継続支援（B型）	実利用者数	6人	6人	6人	6人
	サービス量	132人日	132人日	132人日	154人日
就労定着支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和5年度は、10月の利用実績

【見込量の確保策】

就労継続支援B型利用者のうち、就労意欲の高い人などは、就労継続支援A型への移行や就労移行支援から一般就労へ繋がるよう支援します。

（５）相談支援

第6期計画期間のサービス利用実績に基づき、利用者数を見込みました。

計画相談支援については、すべてのサービス利用者が利用計画の作成が必要となりますので、重複サービス利用を除いた利用者数としました。

地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績がないためサービス量を見込みません。

●相談支援事業　　（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）

サービス種別	単　　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	実利用者数	19人	20人	20人	20人
地域移行支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人

※令和5年度は、10月の利用実績

【見込量の確保策】

サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが生じた場合に一般相談支援事業所と連携し、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援します。

また、できるだけ多くの人が地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

◎ サービス量の見込量算出方法

令和6年度以降のサービス量は、特にサービス量の算出ができる場合を除き、以下のように算出しています。

サービス量「人日」 ＝「利用人員見込み」×「月あたり平均利用日数（標準22日）」

３． 障害児支援の見込量

第7期障がい福祉計画の障害児支援に係るサービス量を次のとおりとします。

町内では、事業者指定によるサービス提供はありませんのでサービスの見込量は、すべて町外のサービス利用を見込んだものです。

（１）障害児支援

第6期計画の実績により児童発達支援のサービス量を見込みましたが、サービス需要は少ないと推計されます。

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援については、前期計画期間でもサービス実績がないことから、サービス量は見込みません。

●障害児支援　（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）

サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	実利用者数	0人	1人	1人	1人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
保育所等訪問支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日
医療型児童発達支援	実利用者数	0人	0人	0人	0人
	サービス量	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和5年度は、10月の利用実績

【見込量の確保策】

サービス需要は少ない者と推計され、町内での新規事業者の参入は難しいと考えます。対象となる障がい児等が生じた場合に備えて、町外事業者と連携し、情報提供等の必要な支援に努めます。また、療育が必要な児童の早期発見に努めます。

（２）障害児入所施設

福祉型及び医療型障害児入所施設の利用は、過去に利用実績がありません。

今後もサービス需要は少ないと推計されるため、サービス量を見込みません。

● 障害児入所施設			（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）		
サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
福祉型障害児入所施設	実利用者数	0人	0人	0人	0人
医療型障害児入所施設	実利用者数	0人	0人	0人	0人
※令和5年度は、10月の利用実績					

【見込量の確保策】

福祉型障害児入所施設は、障がい児のための施設で、児童の保護、日常生活の指導や自活に必要な知識技能を身につける施設です。また、医療型障害児施設は、治療を受けながら、児童の保護、日常生活の指導や自活に必要な知識技能を身につける必要とする障がい児のための施設です。

本町には過去に利用実績がありませんが、今後、対象となる障がい児等が生じた場合に備えて、町外施設の情報収集に努め、適切なサービス提供ができる体制を整えます。

（３）障害児相談支援

第６期計画の実績によりサービス量を見込みましたが、サービス需要は少ないと推計されます。

● 障害児相談支援			（単位に対する割合は、1ヵ月あたり）		
サービス種別	単　位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	実利用者数	0人	1人	1人	1人
※令和5年度は、10月の利用実績					

【見込量の確保策】

障がい児が、障害福祉サービス等を利用する際にサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス利用等利用計画の見直し（モニタリング）を行ないます。

また、相談支援事業所との連携により、適切なサービス等利用計画が作成される体制の整備に努めます。

４．地域生活支援事業の見込量

（１）地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むため、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態により実施する市町村事業です。

国が指定する「必須事業」と市町村の判断で行う「任意事業」がありますが、本町では、「必須事業」のみを実施しています。

サービス名	内　　容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援、権利擁護等の必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の事務を適正に行うことができる体制整備をするとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動や社会参加のための外出移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者に創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の場を提供します。

（２）地域生活支援事業の見込量

国が指定する「必須事業」であるため、第６計画の事業実績がない場合でも、一部の人材確保等が難しい事業を除き、事業が提供できる体制にあるものは事業量を見込むことになっています。

しかし、本町のサービス需要は少ないものと推計されます。

● 地域生活支援事業の見込量

事 業 種 別 等			R4年度（実 績）	R6年度	R7年度	R8年度
（1）理解促進研修・啓発事業			実施	実施	実施	実施
（2）自発的活動支援事業			未実施	実施	実施	実施
（3）相談支援事業						
	①障がい者相談支援事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	基幹相談支援センター		無	無	無	無
	②市町村相談支援事業強化事業		無	無	無	無
	③住宅入居等支援事業		無	無	無	無
（4）成年後見制度利用支援事業			0人	1人	1人	1人
（5）成年後見制度法人後見支援事業			未実施	実施	実施	実施
（6）意思疎通支援事業						
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		0人	1人	1人	1人
	②手話通訳者設置事業		0人	1人	1人	1人
（7）日常生活用具給付等事業						
	①介護・訓練支援用具		0件	1件	1件	1件
	②自立生活支援用具		0件	1件	1件	1件
	③在宅療養等支援用具		0件	1件	1件	1件
	④情報・意思疎通支援用具		0件	1件	1件	1件
	⑤排泄管理支援用具		102件	135件	162件	194件
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）		0件	1件	1件	1件
（8）手話奉仕員養成研修事業			0人	1人	1人	1人
（9）移動支援事業		実利用者	8人	9人	9人	9人
		利用時間	171時間	138時間	138時間	138時間
（10）地域活動支援センター機能強化事業						
	①自市町村所在分	箇 所 数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
		実利用者	0人	0人	0人	5人
	②他市町村所在分	箇 所 数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		実利用者	0人	1人	1人	1人

第7章　計画の推進と進行管理

障害者総合支援法の目的である「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むこと」を実現するため、関係機関等や地域住民との連携を図りながら、本計画を推進します。

１．　計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や道の動向を踏まえながら、福祉分野だけではなく、保健、医療、教育等の多様な分野との連携が必要となることから、庁内関係各課との連携、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、障がい者団体等との連携を図っていきます。

２．　障がい者の理解促進と差別解消

障がいがあることを理由とした差別や偏見を取り除くため、障がいに対する正しい理解の促進に努めるとともに、福祉フェアなどの障がい者（児）との交流・ふれあい活動を通して、障害福祉制度の普及啓発活動を推進します。

３．　計画の進行管理

本計画は、町のホームページに掲載し、広く住民に周知します。

また、本計画に定められている事項について、定期的に検証を行なうとともに、奥尻町地域自立支援協議会において、施策の取組みや実施状況を検討し、計画の進行管理に努めます。

奥尻町障害福祉計画等策定委員会設置条例

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項の規定による障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第１項の規定による障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第１項の規定による障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の策定に関し、広く住民の意見を反映させるため、奥尻町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。

（２）計画の推進及び見直し、その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、13人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（１）学識経験者

（２）障害者及びその家族

（３）保健医療関係者

（４）社会福祉関係者

（５）障害者団体等関係者

（６）その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長がいないときは、町長がこれを招集する。

２　委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（報酬等）

第７条　委員には、報酬を支給することができる。

２　報酬の支払方法は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例第29号）による。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、くらし安心課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

奥尻町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

令和6年3月31日　現在

氏　　名	所属団体及び団体名・役職	分　　野	備　考
斉　藤　　朗	奥尻町社会福祉協議会 事務局長	社会福祉関係者	会　　長
千　葉　和　明	奥尻町身体障害者相談員	障害者及びその家族	副会長
小　寺　　徹	奥尻町身体障害者福祉協会 会長	障害者団体等関係者	
坂　本　　敬	奥尻町民生委員児童委員協 議会会長	社会福祉関係者	
佐々木　美智子	奥尻町くらし安心課保健指 導係長	保健医療関係者	
佐々木　志穂美	奥尻町教育委員会子ども支 援係	障害者団体等関係者	
大須田　直　哉	奥尻町国民健康保険病院事 務長	保健医療関係者	
阿　部　元　大	特別養護老人ホーム　おくし り荘施設長	社会福祉関係者	
田　中　さつき	奥尻町知的障害者相談員	障害者団体等関係者	
田　原　幸　守	家族介護経験者	障害者及びその家族	
永　洞　　博	奥尻町町内会連合会会長	住民代表	
清　水　勝　也	奥尻町校長会会長	学識経験者	

委嘱期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

第４次　奥尻町障がい者基本計画

（令和6～11年度）

第7期　奥尻町障がい福祉計画

（令和6～8年度）

令和6年3月発行

発行・編集　奥尻町くらし安心課福祉介護係
住　　所　北海道奥尻郡奥尻町字奥尻462番地
奥尻町保健福祉センター内
郵便番号　043－1401
電　　話　01397－2－3381